

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

2013(平成25)年8月30日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	備考
甲184	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第5条への適合性に関する審査要領(内規)	写 平成20年 4月13日	経済産業 省原子力 安全・保 安院	省令62号第5条の解釈で、新耐震設計審査指針適合の場合の具体的な評価手法は、Sクラスの各施設の基準地震動による地震力に対して安全機能の保持ができることを求め、原子力発電所耐震設計技術指針(追補版)(JEAG4601-1991)(甲171)によることとしている事実。	
甲185	耐震設計に係る工認 審査ガイド	写 平成25年 6月19日	原子力規 制委員会	新規制基準の下でも、動的機能の確認内容として、「JEAG4601の規定を参考に設定されている評価基準値」を用いるとし、このJEAG4601は、JEAG4601-1991追補版を含むとしていることから、本件原子炉についての地震時の制御棒挿入性2.2秒の評価基準値は法改正後も従前と変わりなく維持されている事実。	
甲186	基準地震動及び耐震 設計方針に係る審査 ガイド	写 平成25年 6月19日	原子力規 制委員会	地震動の評価過程に伴う不確かさについて、適切な手法を用いて考慮されていることを求めている事実。 断層モデルを用いた手法によるものについては、震源特性パラメータの不確かさについて、その設定の考え方が明確にされていることを確認すること、支配的な震源特性パラメータ等の分析をすること、必要に応じた不確かさの組み合わせによる適切な考慮を行うこと等が定められている事実。	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲187	新潟県中越沖地震を踏まえ原子力発電所等の耐震安全性に反映すべき事項に関する原子力安全委員会への報告及び原子力事業者等への通知について	写	平成20年 9月4日	原子力安全・保安院	2007年7月に発生した新潟県中越沖地震を踏まえ、原子力安全・保安院が「震源特性としては、短周期レベルが平均的なものよりおよそ1.5倍程度大きかったこと及び3つのアスペリティのうちの一つが敷地に近く強い地震波が伝播したこと」を考慮するよう事業者に求めた事実	
甲188	美浜・大飯・高浜発電所の基準地震動Ssの再評価について	写	平成21年 10月9日	相手方	相手方のFo-A - Fo-Bの連動と熊川断層についての断層モデルパラメータの内容	
甲189 の1	FO - A ~ FO - B断層と熊川断層の連動を仮定した地震動評価	写	平成25年 5月10日	相手方	相手方のFo-A - Fo-B及び熊川断層の3連動についての断層モデルパラメータの内容	
甲189 の2	大飯発電所3・4号機 FO-A ~ FO-B断層と熊川断層の連動を仮定したときの耐震安全性評価結果について	写	平成25年 5月10日	相手方	活断層Fo-A - Fo-B連動の場合及びFo-A - Fo-Bと熊川断層の三連動の場合に相手方自身が求めたそれぞれの各機器設備ごとの発生値（評価値）の内容	
甲190	強震動予測レシピ	写	2008年4 月11日	入倉孝次郎	断層モデルのパラメータには不確定性（誤差）があること	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	備考	
甲191	表2.1 強震断層 モデルのパラメータ 一覧	写	平成24年 3月31日	南海トラフの巨大地震モデル検討会	南海トラフの巨大地震モデル検討会がまとめた「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」の巻末資料にある表である。同検討会は、各セグメント毎の強震動生成域（アスペリティ）の割合（asp）として0.11～0.12を取っている事実。	
甲192	統計的グリーン関数の最大加速度・最大速度の距離減衰特性	写	2007年11月	佐藤智美	甲193、50頁の（1）、（2）、（4）及び（7）及び応力降下量については相手方の断層パラメータ式を用いれば、加速度が $M_0 / \text{asp}^{(1/3)}$ に比例するという関係が得られること。	
甲193	震動予測手法に関するベンチマークテスト - 統計的グリーン関数法の場合（その1） -	写	2011年2月	加藤研一 他	甲192、2頁の（1）式で $S(f)$ の中の $(2 f)^{2M_0} / (1+(f/f_0)^2)$ も同様である。	
甲194	大飯発電書敷地内破碎帯の追加調査 - 最終報告 - 概要版	写	平成25年 8月19日	相手方	相手方が、「F - 6 破碎帯は活断層ではない」と結論付けている事実	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
甲195	「関西電力大飯原子力発電所敷地内破砕帯に関する有識者会合第5回評価会合」と題する書面	2013.08.19	渡辺満久	有識者会合委員である渡辺満久氏が、「南側トレンチの破砕帯は完全に固結していた。他方、山頂トレンチで確認された破砕帯は『極めて軟弱な破砕帯』である」、そのため山頂トレンチで確認された破砕帯の「新しい時代の動きを否定できない」との意見を出したこと。 既往トレンチから南側トレンチの西側を通って延びているのではないかと指摘し、「ボーリング 51と 39の間までは掘削すべきである。・・・とコメントしてきた」と述べている事実。	
甲196	南側トレンチ等を踏まえた大飯原敷地内破砕帯評価	2013.08.19	重松紀生	有識者会合委員の重松紀生氏が、断層面の運動方向の痕跡(条線)から、山頂トレンチの応力と南側トレンチの応力データが一致しないと指摘し、さらに、山頂トレンチ破砕帯の活動時期が評価されていないとして、活動時期の評価を求めていること。	

甲197	大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合（第4回評価会合）	写	平成25年7月8日	原子力規制委員会	島崎邦彦原子力規制委員会委員長代理が第4回評価会合で「実際には逃がしてしまったわけですね」「今回、必ずこの中に入るという形でボーリングをして、その中から、実はF-6が入っていなかったということを考えると、やはりさらに西側で逃がしている可能性も一応考えて、たとえば1本でもいいから、ボーリングを打っていただければ、非常に安心すると。それだけのことなんですけどね。」と南側トレンチの西側に破砕帯が存在しないのかを確認する必要性について述べていた事実。 また、廣内大助委員も、過去のF-6評価との整合性を示すべき旨の発言をした事実。
甲198	大飯発電所7月27・28日現地調査結果	写	2013.08.19	廣内大助	有識者会合委員の廣内大助氏が、ボーリング37で確認されている破砕帯は「西傾斜、走行も近い。規模の大きな破砕帯に連続する可能性はないのか？」と指摘した事実。 「これまでF-6の認定根拠としていた資料が何だったのかを含めて、もう少し丁寧な説明が必要」と述べ、過去のF-6評価との整合性を示すべきと主張している事実。
甲199	2013年8月20日福井新聞	写	2013.8.20	福井新聞社	8月19日の評価会合を報じた記事で、山頂トレンチ破砕帯の活動時期やF-6破砕帯の連続性について委員から多くの疑問が出たことを報じている。相手方の「調査の信ぴょう性に疑問の声も出ている」として、この日の評価会合では結論が出ず、継続審議になった事実。
甲200	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	写	平成25年6月19日	原子力規制委員会	基準津波の設定に関する審査ガイドの存在及びその内容。

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲201	第1回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合議事録	平成25年 7月16日	原子力規制委員会	原子力規制委員会側から、福井県の津波シミュレーション(甲181)を十分に検討していないことについて議論になり、原子力規制委員会側からは相手方の対応に対する批判も出された事実。	
甲202 の1	関西電力(株)大飯発電所3・4号機の申請内容に係る主要な論点	平成25年 7月23日	原子力規制委員会	大飯3・4号機の新基準適合性審査は、F-6破砕帯にかかる調査の結果を踏まえ、原子力規制委員会として一定の見解が取りまとまった後に審査を進めるということで、審査は先送りにされている事実。	
甲202 の2	関西電力(株)高浜発電所3・4号機の申請内容に係る主要な論点	平成25年 7月23日	原子力規制委員会	「第2回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、「福井県による津波評価の波源である若狭海丘列断層(約90km)を基準津波の波源の一つとして評価し直すこと。」という論点が提示された事実。	
甲203	高浜発電所3,4号機の審査会合における指摘事項の対応について	平成25年 7月31日	相手方	相手方が、「第5回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、高浜発電所3・4号機について「若狭海丘列付近断層については、福井県の津波評価である約90kmとして評価し、基準津波として検討を行っていくこととします。」と表明した事実。	
甲204	高浜発電所の基準津波について	平成25年 8月14日	相手方	相手方のシミュレーションで、「若狭海丘列付近断層による津波」と「海底地すべりによる津波」を重畳させた仮定として、T.P.+3.99メートル(取水口前面)という結果が出た事実。	
甲205	「第8回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」の音声反訳(一部)	2013 年8月2 3日	抗告人ら 代理人谷 次郎	原子力規制庁の小林勝管理官から、「津波の高さについてね、確定したわけではないんで、あの、今後変更もあり得るかもしれません」という発言があった事実。	